**令和二年** 第百九号

曜

木 日

七月二

日

告 示 ○落札者の決定について…………………………………………………………………三五六

公安委員会

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………………三五六 ○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………………………三五五 ○県税等の収納事務の委託……………………………………………………………………………三五四

人事委員会

○道路の供用開始(二件)…………………………………………………………………………………三五三

○附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……三五三

職員

繊維の

について

ング技術

クリーニ

繊維や

知識を有 専門的な

する県の

目

次

示

山梨県告示第二百十一号

より、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、 附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号) 令和二年七月二日 第二条第三項の規定に 次のとおり告示する。

仕上げに

アイロン シャツの つ、ワイ

県クリー

で、山梨 ている者 能を有し 関する技

推薦する 業組合の 活衛生同 ニング生 受け、か

の免許を ニング師 県の職員

クリー

を有する

する技能 鑑別に関

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

	三 合否の検討	成	試験委員会   二 試験問題の作	ーニング師   定	
県の職員	を有する	する知識	衛生に関	規や公衆	
	一日まで	年三月三十	から令和三	月二十一日	
			務課	部衛生薬	

山梨県告示第一
_
百十二
号
4

Щ

梨 県

公

報

第百九号

令和二年七月二日

縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。 路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 その関係図面は、 )において、この告示の日から令和二年七月二十七日まで一般の 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和二年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道線 中	種道類路の路
線中下条甲府	路 線 名
まで甲府市飯田二丁目五三番五地先地先から	区間
一五三・〇	(メートル)延長
月六日 年七	期日開始の

## 山梨県告示第二百十三号

所において、この告示の日から令和二年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

令和二年七月二日

県道	種道類の
郷線 笛吹市川三	路線名
笛吹市芦川町鶯宿字里道二三七 五番一地先から 工香二地先から	区間
八九.八	(メートル)
月七日	期日開始の

公

告

## 県税等の収納事務の委託

り、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定によ 次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和二年七月二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

### 委託事務の範囲

の収納情報を山梨県に提供する事務 和三十九年規則第十一号)第二百四条第一項に定めるものをいう。)に払い込み、そ 車税種別割、鉱区税、県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金についてコンビニ 事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動 エンスストアの店舗を通じて収納し、その収納金を指定金融機関(山梨県財務規則 法人二税等(法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業稅)、 個人 韶

- 一 委託の相手方(コンビニエンスストアを通じて収納代行業務を行う会社) 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行 地銀ネットワークサービス株式会社
- 三 兀 委託の期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

# 提携コンビニエンスストア本部

社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会	ブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セ	一番地(株式会社セイコーマート)北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十	社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会	ローサーズチェーン株式会社東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グ	所在地及び名称
ファミリーマート	セブン-イレブン	ハセガワストア及びタイエーセイコーマート、ハマナスクラブ、	MMK設置店	コミュニティ・ストア	チェーン名

### 人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

令和二年七月二日

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 井 出 與 Ŧi. 右 衞 門

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 特殊勤務手当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号) 0) 部

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条第一項とする。

条の次に次の三条を加える。 附則第四項中「あっては」を「あつては」に改め、同項を附則第二条第三項とし、 附則第三項中「あっては」を「あつては」に改め、同項を附則第二条第二項とする。 同

2

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に係る防疫等作業手当の特例

第三条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 二年政令第十一号。以下この条及び次条において「政令」という。)第二条に規定す る期間に、 新型コロナウイルス感染症 (政令第一条に規定するものをいう。以下同

- 適用しない。 康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて人事委員会が定めるもの に従事したときは、 じ。)の患者を受け入れる医療機関又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として 人事委員会が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健 防疫等作業手当を支給する。この場合において、第四条の規定は
- あつては、四千円)とする。 染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわ たり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合に 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円(新型コロナウイルス感
- 務の一部がこの条に規定する防疫等作業手当に係る作業にも該当することとなるとき は、第五条の規定は適用せず、この条の規定による防疫等作業手当を支給する。 保健所の所長が医師診療実験従事手当に係る業務に従事した場合であつて、 当該業

3

2

- 4 条に規定する防疫等作業手当に係る作業にも該当することとなるときは、第二十三条 及び第三十四条第二項の規定は適用せず、この条の規定による防疫等作業手当を支給 保健衛生業務従事手当に係る業務に従事した場合であつて、当該業務の一部がこの
- する手当の特例 5 この条の規定による防疫等作業手当には、第三十五条第一項の規定は適用しない。 (新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う業務又は作業に従事した職員に支給

第四条 事した場合にあつては、四千円)とする。 に長時間にわたり接して行う業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従 ナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者 条の四第一項、第三十二条の六第一項又は第三十二条の九第一項に掲げる業務であつ その疑いのある者に対して行う第三十二条第一項、第三十二条の二第一項、第三十二 項又は第三十二条の九第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、三千円(新型コロ 十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の四第二項、第三十二条の六第二 て人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の手当の額は、第三 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又は

疑いのある者に対して行う第三十二条の十第一項又は第三十二条の十一第一項に掲げ 身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会が る作業であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の手当 の額は、第三十二条の十第二項若しくは第三項若しくは第三十二条の十一第二項に規 定する額又は三千円 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又はその (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の

Щ

Щ

する。 これに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円)のうち最も高い額と

3 前項の規定による死体処理手当には、第三十五条第一項の規定は適用しない。

4 職員が、政令第二条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症の患者又はそのとはその疑いのある者に対して行う第三十二条の十二第一項、第三十二条の十四に掲げる作業であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけられらの規定の手当の額は、第三十二条の十二第二項、第三十二条の十三第二項若るこれらの規定の手当の額は、第三十二条の十二第二項、第三十二条の十三第一項又は第一十二条の十四に掲げる作業であつて人事委員会が認めるものに従事した場合におけるこれらの規定の手当の額は、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三第一項又は第一方。

(特例の適用を受ける手当が二以上ある場合の調整)

高くなる組み合わせにより計算するものとする。 となる手当の種類が二以上ある場合においては、支給される手当の合計額が最も場合における手当の額とする。この場合においては、支給される手当の合計額が最し、となる手当の種類が二以上ある場合には、いずれか一の手当のみを当該手当の額とし、第五条 同一の日において、第三条又は前条の規定による手当の額の支給を受けること

### 附則

則の規定は、令和二年二月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規

# 山梨県人事委員会規則第二十号

令和二年七月二日期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衞門

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)

分の百十二未満」を「百分の百二・五以下」に改める。第十三条第一項第四号中「百分の九十二未満」を「百分の八十三・五以下」に、「

「百分の五十三・五未満」を「百分の五十一・五以下」に改める。 第十三条の二第三号中「百分の四十三・五未満」を「百分の四十一・五以下」に、

### 附則

この規則は、令和三年五月三十一日から施行する。

### 公安委員会

## 落札者の決定について

のである。
のである。
のである。
のである。
のである。
のである。
のである。

令和二年七月二日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

落札に係る借入物品等の名称及び数量 自動暗号化システム 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

○ 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課

□ 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

二 落札者を決定した日 令和二年六月五日

四 落札者

○ 名称 NECキャピタルソリューション株式会社

二 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 一億二百七十三万八千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

よる公告を行った日 令和二年四月二十三日